

阪南市文化芸術活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動の普及及び振興を図ることを目的として、阪南市で文化芸術活動を行う団体に対し、阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号）に定めるもののほか、阪南市文化芸術活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、文化芸術活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 恒常的に阪南市で活動する団体であり、次に掲げるいずれかに該当するもの。

ア 活動拠点が阪南市である団体

(イ) 団体が行う事業において出演者の多くが阪南市民である

(ウ) 団体が行う事業において来場者の多くが阪南市民である

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体でないこと又はそれらの団体の構成員の統制下にある団体ではないこと。

(助成金交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第8条から第15条までに規定する文化芸術分野の推進に資するものであること。
- (2) 助成対象団体が阪南市立文化センター大ホールにおいて自ら実施する事業であること。
- (3) 営利を目的としない事業であること。
- (4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する事業であること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業であること。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業であること。

(助成金の額及び交付対象経費)

第4条 市は、1団体あたり10万円を上限として、予算の範囲内で、助成事業を実施するために必要な文化センター使用料（文化センター施設使用料及び備品使用料、舞台管理人件費）を負担する。

(助成金の交付の制限)

第5条 助成金の交付は、1団体につき同一年度において1回を限度とする。

(交付申請書等の提出)

第6条 助成金の交付を申請しようとする団体は、補助金等交付申請書に必要な書類を添付して、令和3年6月30日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の期限の日（以下「期限の日」という。）までに申請のあった助成対象団体の交付申請の総額（以下「交付申請総額」という。）が予算額を超えた場合には、助成金を交付する団体を抽選で決定するものとする。

3 期限の日後において、交付申請総額が予算額に達しない場合は、期限の日後においても交付申請を受け付けるものとする。この場合において、助成金を交付する団体を決定する方法は、先着順とする。

(実績報告書の提出)

第7条 助成金の交付の決定を受けた団体は、交付決定日後もしくは交付決定を受けた事業の完了後30日以内又は令和4年4月4日のいずれか早く到来する日までに補助事業等実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。